

## 大津市森林整備地域活動支援交付金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、適切な森林整備の推進を図り、国土の保全、水源のかん養等の森林の有する多面的機能を確保するため、森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成14年3月29日付け13林政企第118号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）及び森林整備地域活動支援交付金実施要領の運用（平成14年3月29日付け13林政企第119号林野庁長官通知。以下「実施要領の運用」という。）に基づいて市長と締結した協定に従い地域活動を行う対象者に対し、予算の範囲内において交付金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、森林施業計画の認定を受けた対象森林の森林所有者等であって、地域活動の着実な推進を図るため市長と締結する協定に基づき、森林施業計画の期間を通じて地域活動を行う者とする。

(交付対象行為及び交付金の額)

第3条 交付の対象となる行為及び対象者に交付する交付金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請書)

第4条 大津市補助金等交付規則（平成10年大津市規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により、市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市森林整備地域活動支援交付金交付申請書（様式第1号）とする。

(交付申請等に関する権限の委任)

第5条 市長が認定した協定に基づき、交付金の交付の申請、請求、受領等については、それに関する権限について協定参加者から委任を受けた協定の代表者が一括して行うことができる。

(決定通知書)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市森林整備地域活動支援交付金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市森林整備地域活動支援交付金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市森林整備地域活動支援交付金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市森林整備地域活動支援交付金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

(遂行状況報告)

第8条 規則第11条の規定による遂行の状況についての報告は、大津市森林整備地域活動支援交付金等交付等遂行状況報告書（様式第6号）を市長が別に定める期日までに、1部を市長に提出しなければならない。

(内容の変更等の承認申請書)

第9条 規則第13条第1項に規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市森林整備地域活動支援交付金変更承認申請書（様式第7号）又は大津市森林整備地域活動支援交付金中止（廃止）承認申請書（様式第8号）とする。

(承認通知書等)

第10条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市森林整備地域活動支援交付金変更承認決定通知書(様式第9号)若しくは大津市森林整備地域活動支援交付金中止(廃止)承認決定通知書(様式第10号)又は大津市森林整備地域活動支援交付金変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第11号)若しくは大津市森林整備地域活動支援交付金中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式12号)により行うものとする。

(実績報告書)

第11条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市森林整備地域活動支援交付金実績報告書(様式第13号)とする。

(確定通知書)

第12条 規則第15条の規定による通知は、大津市森林整備地域活動支援交付金確定通知書(様式第14号)により行うものとする。

(交付請求書)

第13条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市森林整備地域活動支援交付金交付請求書(様式第15号)とする。

(一括又は分割による交付請求書)

第14条 規則第18条第2項において準用する同条第1項により提出しなければならない交付請求書は、大津市森林整備地域活動支援交付金交付請求書(様式第16号)とする。

(取消通知書)

第15条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市森林整備地域活動支援交付金交付決定取消通知書(様式第17号)により行うものとする。

(返還通知書)

第16条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市森林整備地域活動支援交付金返還通知書(様式第18号)により行うものとする。

(書類の提出)

第17条 市長は、規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(標準処理期間)

第18条 規則第5条の規定による交付決定は、規則第4条の規定による申請があった日から起算して14日以内に行うものとする。

(帳簿等の備付け)

第19条 交付金の交付を受けた者は、当該交付金の交付完了後5年間、交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え付け、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成14年11月15日から施行し、平成14年度分の交付から適用する。

別 表（第2条関係）

交付の対象となる行為		交付単価
森林の現況調査	<p>施業の実施区域、作業方法等を決定するに当たり必要となる林木の生育状況、雑草木の繁茂状況等の調査</p> <p>林道、一般公道から施業箇所までの作業道や歩道のアクセスの状況（施業箇所までの移動経路や間伐における伐採木の搬出経路等）の調査</p>	<p>積算対象森林の面積 1ヘクタール当たり 年間10,000円</p>
施業実施区域の明確化作業	<p>所有界の確認、施業実施区域界の刈り払い、簡易杭やペンキ等による標示、区域の位置・形状・面積を把握するための簡易な測量</p>	
歩道の整備等	<p>施業箇所に至るまでの既設の作業道や歩道の刈り払い、補修、既設歩道間等を連絡する歩道の新設</p>	
その他	<p>森林の現況調査や施業実施区域の明確化作業の結果の取りまとめ、対象となる行為の請負者への通信連絡等</p>	

（注） 交付の対象となる行為は別表に掲げるもの（その他を除く。）のいずれか1つ以上を実施すること。対象行為の実施については森林組合等に委託して実施することができる。

交付金の交付額は、森林整備地域活動実施協定に位置付けられている積算基礎森林の面積に交付単価を乗じた額とする。